

意見書案第3号

訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和7年3月24日提出

東伊豆町議会議長 笠井 政明 様

提出者 東伊豆町議会議員

須江 守

賛成者 東伊豆町議会議員

西塚 孝男

山田 直志

山田 豪彦

柳山 節雄

稲葉 義仁

訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書

昨年４月に介護報酬の改定が行われ、訪問介護の基本報酬は引き下げられた。

厳しい経営状況の事業者も少なくない中で、基本報酬の引き下げにより事業収入が減収し、訪問介護事業者の倒産が昨年過去最高を更新し、ホームヘルパーの人材不足が顕著になっている。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げているが、これはヘルパーが効率的に訪問できる集合住宅併設型や都市部の大手事業所が平均値を上げているものであり、実態と乖離している。また、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約６万円も下回り人材不足も深刻な状況である。

当町では、昨年８月末まででデイサービス５件、福祉用具１件、訪問看護１件の介護事業からの撤退が生じている。町には要支援要介護者が７８７人いるが、介護施設が特別養護老人ホーム５０床１か所と少ないことから在宅で訪問介護サービスに依拠して生活を支えられている町民が数多くいる。今年度に入ってから介護事業者の事業の縮小により必要な介護サービスが受けられないことや希望するデイサービスも先延ばしされるなど介護サービスの切り捨てが行われる事態になっている。

介護事業の縮小、撤退が続けば要介護者の重症化が進み、町民も家族も生活が脅かされる危機的な事態である。

よって政府においては、住み慣れた地域で安心して介護が受けられるよう、介護事業者の経営やホームヘルパーの待遇を改善するために、地方の実情を加味し、介護報酬を引き上げるための再改定を早急に行うよう強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

殿

静岡県東伊豆町議会

訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書
送付先一覧

国会及び関係行政庁

役職	氏名	郵便番号	住所
衆議院議長	額賀福志郎	100-0014	東京都千代田区永田町 1-7-1
参議院議長	関口昌一	100-0014	東京都千代田区永田町 1-7-1
内閣総理大臣	石破茂	100-8914	東京都千代田区永田町 1-6-1
財務大臣	加藤勝信	100-8940	東京都千代田区霞が関 3-1-1
厚生労働大臣	福岡資麿	100-8916	東京都千代田区霞が関 1-2-2